

企画教育委員会記録

1 日 時 令和6年9月17日(火)
午前10時00分 開会
午前11時27分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	白川 誉	副委員長	田窪 秀道
委員	片平 恵美	委員	合田 晋一郎
委員	山本 健十郎	委員	藤原 雅彦
委員	伊藤 優子	委員	近藤 司

4 欠席委員

野田 明里

5 説明のため出席した者

副市長 原 一之

企画部

部長 加地 和弘 総括次長(総合政策課長) 松原 広

財政課長 大西 政年

企画部文化スポーツ局

局長 守谷 典隆 スポーツ振興課長 安永 亮浩

総務部

部長 高橋 聡 総括次長(総務課長) 藤田 和久

契約課長 守長 美由紀 管財課長 高橋 洋毅

収税課長 山崎 千織 課税課主幹 瀬崎 知尋

経済部

産業振興課長 佐藤 秀樹

建設部

部長 高橋 宣行 道路課長 亀井 英明

建築住宅課長 村瀬 秀昭

教育委員会事務局

教育長 高橋 良光 事務局長 竹林 栄一

総括次長(社会教育課長) 鈴木 今日子

6 委員外議員

議員 伊藤 義男 議員 渡辺 高博

7 議会事務局職員出席者

議会事務局長 山本 知輝 議事課主事 田辺 和之

8 本日の会議に付した事件

(1) 付託案件審査

議案第59号 工事請負契約について

議案第60号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

議案第63号 新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 工事請負契約について

議案第66号 令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

請願第5号 マイナンバー制度見直しを求める意見書の提出方について

(2) 閉会中の常任委員会開催について

(3) 市民との意見交換会について

9 会議の概要

○ 開 会 午前10時00分

●白川委員長：＜開会挨拶＞

○原副市長：＜挨拶＞

○総務部関係（総務部その他関係者）

◇議案第59号 工事請負契約について

○守長契約課長：＜説明＞

○村瀬建築住宅課長：＜説明＞

＜質 疑＞

●片平委員：発電機及び燃料貯留槽は受変電設備の管理棟の中に設置されるという理解でよいか。

○村瀬建築住宅課長：室内に設置する。

●藤原委員：地下にある受変電設備を移設ということだが、移設後の地下の空間の利用方法等を検討しているのか。

○高橋管財課長：現時点では活用方法は決まっていない。

●田窪委員：構築物と機材購入費、人件費等の割合はどうなっているのか。

○村瀬建築住宅課長：物費が85%程度で残りが人件費、労務費等となっている。

●山本委員：災害等水害に対しても多分問題ないと思うが、水害時どの程度の水位に耐えられるのか。

○村瀬建築住宅課長：浸水への対策については、ハザードマップによると、市庁舎の浸水想定が645ミリメートル程度となっている。一方、今回施工のフロアレベルの設定は、1メートル、1,000ミリメートルに設定しており、十分余裕があると考えている。

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第60号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

○山崎収税課長：＜説明＞

＜質 疑＞

●藤原委員：徴収する森林環境税が新居浜市でいくら程度になるのか。国に納めた後ある程度本市に還元されると思うが、その額がわかれば教えてほしい。

○山崎収税課長：市民税、県民税、森林環境税の合計で、調定額として6月末現在で92億4,000万ほどになる。そのうち森林環境税は5,100万円程度で、0.5%程度となる。また、国に最終的に納め、市へ還元される金額は詳しい資料は手元にない。

●藤原委員：返ってはくるのか。

○山崎収税課長：森林環境譲与税として、国から、県と市に返ってくることになっている。

＜討 論＞ なし

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第63号 新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○瀬崎課税課主幹：＜説明＞

＜質 疑＞ なし

＜討 論＞ なし

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第64号 新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○瀬崎課税課主幹：＜説明＞

＜質 疑＞

●藤原委員：対象となる企業は新居浜市に何社ぐらいあるのか。

○佐藤産業振興課長：東京都23区から来る企業ということで本社機能を新居浜市に移した際に対象となる。また、新居浜市に本社機能を持つ企業が特定の工業地域に本社機能を移し、かつ本社の人数を増やした場合などに対象となるため、そういった企業すべてが対象という形になるため、どこが対象かというところはわかりかねる。

●藤原委員：簡単に言うとなんというのか。

○佐藤産業振興課長：現在のところ実績はない。

●田窪委員：仮に、東京から本社を移して、5年で撤退した場合はどうなるのか。

○瀬崎課税課主幹：5年で撤退したとしても、申請し、決定通知を行えば、3年間課税免除することになる。

●山本委員：今後本社機能の移転の予定は想像されるのか。

○佐藤産業振興課長：例えば、住友諸企業が現状の事業所を新たにやり替えて、かつその際に社員を東京から何名かこちらに転勤させて、一部東京で行っている本社機能を移す場合などは想定され、可能性はあると考えている。

●山本委員：本社機能を全部移さなくても構わないということか。

○佐藤産業振興課長：全てを移す必要はない。

＜討 論＞ なし

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第69号 工事請負契約について

○守長契約課長：＜説明＞

○亀井道路課長：＜説明＞

＜質 疑＞

●田窪委員：14.5メートルの基礎杭で岩盤まで届くのか。また、満潮時の水位と橋桁下部までの間ほどの程度になるか。満潮時に小型船舶が通れるのか。

○亀井道路課長：基礎杭は支持層を超えている。また、満潮時には水面から橋桁まで1.8メートル程となる。

●田窪委員：施工に当たり、いつ頃から企業等に周知をするのか。

○亀井道路課長：工業団地の企業には、7月に1件ずつ直接説明している。トラック協会には、迂回路のお知らせ文を配布している。地元住民には、自治会から広報を依頼している。

●藤原委員：今回入札した5者のうち、白石建設や香川建設は失格となっているが、失格の条件等を教えてほしい。

○守長契約課長：入札のあった5者のうち、2者が失格となった理由について説明する。今回は、1億円以上の工事入札であったため、低入札による価格競争となった。調査基準価格を下回る価格による入札であったため、まず新居浜市低入札価格調査実施要領第6条に基づく判定基準に照らしたところ、この2者については、それぞれ基準額に満たない項目があったため、同条の規定により失格となった。落札者は、調査基準価格をわずかに上回る金額だったため、低入札価格調査は生じなかった。なお、この低入札調査の基準については、新居浜市低入札価格調査実施要領第6条に、別表2に照らし1つでも満足しない場合は失格として取り扱うこととしている。別表2の価格の基準額というのが、本工事費内訳書の設計金額の、直接工事費が90%以上であること、共通仮設費が80%以上であること、現場管理費は発注者が設計した一般管理費の80%以上であること、一般管理費は30%以上であることと設定しており、これについては、令和5年4月から中央公契連モデルを採用した基準額となっている。

●山本委員：契約者の主な業種は道路舗装ではないか。

○亀井道路課長：竹内組は舗装工事もしているが、一般土木でも入札に入っている。

●山本委員：最近舗装以外の工事もしているのか。

○亀井道路課長：上部東西線で橋梁工事の実績もある。

●山本委員：舗装が主の業者が土木工事を行うことについて、下請けに出したらできるが、その辺は、道路課としてはどう考えているのか。

○亀井道路課長：舗装だけではなく、土木工事としても、市の工事が取れるような契約をしており、問題ないと考えている。

●山本委員：昔から舗装業者でもいろいろ登録はしているが、本当に土木工事ができる人材がいて、請け負わせているのか。土木業だけの業者がいる中、そういう面についてはどうか。

○原副市長：基本的に工事の発注は、大手ですか市内業者ですかを判断する。今回の工事は市内業者でやろうとなった。次に、施工者についても、できるかどうかを判断する。その判断は、契約課で技術者がいるかどうかなどの条件を提示した上で、条件に見合う業者と契約している。竹内組は、代表も変わり、一般土木の工事も行っており、施工については問題ないと考えている。

●近藤委員：黒島橋の更新工事ということだが、残りの上部工の予定はどのようになっているのか。また、港務局管轄区域ということだが、港務局管轄で黒島橋のような緊急輸送道路に架かる橋は何橋で、

この改修工事以外の状況はどうなっているのか。

○亀井道路課長：今回の工事は下部工だけを予定している。下部工が来年の8月ぐらいまでを予定しており、その後上部工が8月から令和8年の3月までの工期を予定している。

●近藤委員：上部工については新たに発注するという事か。

○亀井道路課長：新たに入札をかけて業者を決める。

○原副市長：港務局で管理している臨港道路の橋としては、黒島橋の近くでは、新柳川橋、新白浜橋、八間堀橋の3橋、それと、東港に渡る太鼓大橋、その手前の垣生小橋がある。太鼓大橋については耐震補強の改修が終わり、新柳川橋を今年度行い、引き続き新白浜橋と八間堀橋の2橋も耐震工事を予定している。

●近藤委員：それに黒島橋が入って5橋ということで、全て耐震工事に取り掛かっているという解釈でよいか。

○原副市長：港湾に関係するところにおいては取り掛かっている。

<討 論>

●合田委員：今回市内企業の請負になるが、下請けに関してもより市内企業を活用することを要望して、賛成する。

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前10時36分／再開 午前10時37分

○ 予算議案 (企画部その他関係者)

◇議案第66号 令和6年度新居浜市一般会計補正予算(第3号)

○大西財政課長：<説明>

○鈴木教育委員会事務局総括次長(社会教育課長)：<説明>

<質 疑>

●片平委員：子育て支援給付や子育て支援拠点事業の部分で、交付基準が改定されたということだが、この中身をわかりやすく聞かせてほしい。

○大西財政課長：国の交付の基準改定があったのは、子ども・子育て支援交付金で、その基準改定が影響しているのが2つの事業、延長保育対策費(私立)と地域子育て支援拠点事業費である。延長保育対策費については、延長保育をするにあたり、30分延長、1時間延長それぞれ単価が決められており、30分延長については、補助の基準の単価が30万円から60万円に拡充され、1時間延長については、166万7,000円から176万円に、平均対象児童数が6人から3人に変更になっており、少なくとも受け入れができる拡充が図られている。もう1点、地域子育て支援拠点事業費については、今、88か所で運営されている。4日型、5日型、6日型とサービスの提供する日数が違うが、その4日型の事業所で439万2,000円が449万6,000円に基準変更。6か所の5日型については、863万9,000円から871万4,000円に基準変更、1か所の6日型については、925万1,000円から973万9,000円に基準変更が行われた結果、それぞれ増加する事業費に対しての財源を増やしている。

●田窪委員：災害復旧費に関して、大島の東側の土砂崩れで、6月30日から7月2日までの梅雨の大雨で崩れた。国の災害適用を受けて、1か月後ぐらい、お盆ぐらいから工事入ったと思うが、工事入ってすぐまた2回目の大雨で、土砂崩れの範囲が広がっていると思う。当初適用を受けたのが予算的に2,000万円ぐらい。残りの分も含めたらどのぐらいに最終的になるのかわかれば教えてほしい。

- 大西財政課長：事業費自体は精査中であり、はっきりしたことは申し上げられないが、お伺いしているのは、前回崩れたところ、補助の採択を受ける準備で、災害査定を受けるようにしているが、その部分以外のところの被害であったそうである。ただ、被害の規模は前回ほど大きくなく、既存の予算でかかりながら、当事業費の規模によって12月補正で、災害復旧費追加で上げることになるかもしれないが、現在事業費の精査中と伺っている。
- 田窪委員：同じように西側の火葬場のところも、土砂崩れが起き、これは市道ではないため、農林水産課の管轄になるが、そういう市道ではないところが崩れた場合は、国の災害適用にはならないのか。
- 大西財政課長：西側については施設区分で言うと、漁港施設の位置付けとなっており、いわゆる道路系の補助の財源とは別のものにはなっている。県とも協議していただき、確認していただいた上で、補助の採択には乗らなかったという話を伺っており、西側の方は被害が拡大しているところもあり、そちらの方も事業費精査した上で、必要な事業費を12月補正予算で計上したい。
- 近藤委員：市民応援あかがねポイント事業費4000万円について、あかがねポイントに登録されている店舗は何店舗ぐらいあるのかということと、今回、実際に使える負担金3,500万円はどういう使い方をするのか。登録店に均等に割り振るのか、また、1店舗につき幾らというように限定するのか、そのあたりについて教えてほしい。
- 松原企画部総括次長（総合政策課長）：まず加盟店舗数は、現状で約380店の加盟をいただいている。次に、3500万の使い方としては、店舗上限については120万円を1店舗当りの上限とする予定である。利用者に対しては、今回のキャンペーンで、還元額として5,000円を上限として実施するように計画しており、買い物額で言いますと2万5,000円以上買物をすると、上限になるような設定で進めたいと思っている。
- 近藤委員：期間が10月の12日から20日ということで非常に短期間だと思うが、余った場合は延長するのか。
- 松原企画部総括次長（総合政策課長）：過去の実績に照らして、期間の案として提示させていただいているが、余剰がある場合は、随時アプリ等で情報通知を行いたいと思っている。
- 片平委員：3,500万円分地域ポイント発行を市が行い、店舗の方も負担があると思うが、店舗の負担は同額になるのか。
- 松原企画部総括次長（総合政策課長）：今回の還元キャンペーンは20%ということで予定しているが、この20%の還元分を3,500万円の市の負担金で充てたいと思っている。店舗の方も、通常利用があった場合、1%程度ほどの負担はしてもらっているが、3,500万円については、市の方で設定させていただこうと思っている。20%なので、店舗さんが1%、残りの19%を3,500万円で負担したいと思う。
- 藤原委員：市民全体の何割があかがねポイントに登録しているのか。
- 松原企画部総括次長（総合政策課長）：利用登録者が3万1,000人ほどで、全市民の約28%の登録状況である。
- 山本委員：財政調整基金繰入金1億8,441万9,000円の内訳は。
- 大西財政課長：財政調整基金の繰入金が、当初予算で2億9,955万2,000円、約3億円組んでいました。6月補正追加で8,900万円の繰入れをしたため、3億9,000万円程度の繰入れをする予定にしていた。9月補正で、地方特例交付金と地方交付税の増額補正をかけていたため、臨時財政対策債もそうだが、その分財政調整基金の繰入れを減らすことができた。そして、必要な歳出予算に対する財源

として、先ほどの地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債、増額補正した一般財源部分を充てて、残りの部分、余る部分があるため、その部分を財政調整基金からの繰入れを減らした。その余る部分が幾らあったかという、先ほどの1億8,441万9,000円。その部分について財政調整基金繰入れを減らし、財政調整基金の残高を増やすこととしているということである。

- 山本委員：普通の予算の流れでいくと、3年で30億円近くたまるという話を以前から聞いている。県の関係者などによる新居浜市が一番財政力があると。それで、このいざというとき必要な財政調整基金を新居浜市として年間普通で行くとどれぐらい年間たまるというような、目標を持っていると思うが、どう考えているのか。
- 大西財政課長：令和6年度末の財政調整基金残高として20億円を確保しようというところを目指している。ただ、財政支出は、毎年同じ量ではなくどうしても社会情勢の変動に大きな影響を受ける。近年では物価高騰等、また次の議会で補正上がってくるとは思うが、人件費の高騰、人事院勧告に基づいて、公務員の人件費も影響を受ける。最近そういう社会情勢の変化に伴う支出というのを追いかけていくと、なかなか余裕がないような状況にはなっているのは事実である。ただ、当初予算編成も含めて、入ってくるお金を急に増やすことはできないため、使うお金を小さくしながら、今年度末の残高20億円に向けて頑張っていきたいとは考えている。
- 山本委員：普通にいけば3年ぐらいで30億円ぐらいたまるのか。
- 大西財政課長：歳出予算、使うお金をどれだけ絞れるかにもよるが、まずは令和6年度末で20億円、それから30億円を目指していき、新居浜市の財政規模で考えたときに、通年で30億円から50億円程度を、常に確保できるところまでは持っていきたいとは考えている。
- 山本委員：人件費についてはご存知の通り、会計年度任用職員は、正規職員と同じぐらいいる。委託事業などもかなり進んだため、人はそんなにいないのではと私は思う。そういうことも含めて、やっぱり頑張っていけないといけないと思うが、その辺りはどうか。
- 大西財政課長：歳出を絞る手だてはいろいろあり、人件費自体も減らしていけないといけないのかなと思うところはある。人件費を減らしていくにあたっては、仕事の量自体を減らしていけないといけないと思う。いろんな側面から効率的な行政を目指し、財政支出全体を圧縮していけないと、持続可能な財政状況には至らないのではという心配はしており、歳出削減に向けての努力は引き続き行いたい。
- 藤原委員：今年度で20億円を何とかしたいという話だったが、大体新居浜市一般の収入と支出とすれば10億円ぐらい余り、単純に言えば2年間で20億円たまるが、実際そういうふうになっていなかったということがあるが、その20億円をためられるという根拠を聞きたい。こういうことをやりますと、こういうことをしますと、そういうのを積み重ねれば、大体今年度において20億円繰入れすることができるというものがあれば僕らもそうなのかと思うが、この財政調整基金の話の5年、6年ぐらい前から、様々な方法、様々な手立てしたが、結局何も変わらない。去年の9月においては1億円しか残らなかった。そういう状態の中で、この20億円をためられる根拠がもしあれば、教えてほしい。
- 大西財政課長：まずは、社会情勢の変化が思ったより早く大きいということがあり、予定通りに進んでいないと実感するところは確かにある。そのような中で、目標に向けた根拠を今持ち合わせているかという、確たるものは今ない。それはなぜかと言うと、予算と決算は異なるものである。予算はあくまでも計画ベースで、決算で決算剰余金がどれぐらい出るかは、なかなか今の段階では見込めない。ただ、財政状況厳しい中で、出るか出ないかわからない決算に期待するのはいけないと思うとこ

ろもあり、今年度は、令和7年度の当初予算編成に向けて、今までやっていなかったが、12月の時点で決算見込み調査を行い、歳出予算からどれくらいの不用額が出て、どれくらい歳入が伸びていくか。その差額が黒字部分となるため、その作業を12月当初予算編成前に実施する予定で、編成作業を進めている。その結果を見て、具体的な目標、見通しが立つのではなかろうかと考えている。

●片平委員：こども夢未来基金の目的はどのようなものか。

○鈴木教育委員会事務局総括次長（社会教育課長）：新居浜市の子どもたちの豊かな心の成長と夢広がる未来のふるさとづくりに役立てることが目的となっている。

●片平委員：もう少し具体的に教えてほしい。

○鈴木教育委員会事務局総括次長（社会教育課長）：本市の小中学生が現在行っている事業では、SDGsに関係する事業、ふるさとを学習することを推進することや、中学生では運動部活動やクラブチームにおいて、能力を伸ばすことができるような取組を行っている。それが目的である。

<討 論>

●合田委員：あかがねポイント事業のより一層の推進、また、各基金の積立てについて、寄附者の意思を尊重し、有効に活用していただくことを要望して、賛成する。

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前11時14分／再開 午前11時19分

○ 請願・陳情関係

◇ 請願第5号 マイナンバー制度見直しを求める意見書の提出方について

<意見・討論>

●近藤司委員：請願第5号、マイナンバー制度見直しを求める意見書の提出方について反対する。その理由として、国や地方自治体で使用するサーバーの開発・運用に関するリスクについては、最新かつ最高レベルの情報セキュリティを確保でき、必要なセキュリティ水準を確保する対策が行われていると認識している。また、管理についても、個人番号の利用範囲を法律で規定することで、目的外利用を禁止するほか、必要な情報のみをやり取りする分散管理を採用するなど、制度面・システム面の両面から対策が施されている。カード本体についても、多層的な安全措置が講じられているが、カードの取得は任意であり、紐づけに関する総点検を経て、様々な懸念を払しょくする取組が図られている。人口減少が進展する中、公的サービスをより効率的に提供するのがマイナンバーカードであると考えため、請願第5号に反対する。

●片平委員：政府はすでにマイナンバーカードの取得や、健康保険証と紐づけた人などへのポイント付与で1兆3,800万円ものお金を使っているが、それでもやはり健康保険証はマイナンバーカードと一緒にすることへの不安が払拭できていない状態である。マイナンバーカード自体は任意であり、そこにはマイナンバーカードと保険証を紐づけしなかった人への差別的な扱いというか、もうすでに薬局の中ではマイナ保険証じゃないと受け付けないというところも出てきていたり、順番がマイナ保険証の人が先に呼ばれたりなど、そういう不利益的な扱いもあるが、それでもまだ進んでいないということはそれだけ人の不安が大きいということである。請願要旨にもあるように強制的なデジタル移行を行わず、必ず代替手段を用意し、現行の手段が今以上に不便にならないようにすることというのは、

本当に大事な意見だと思うため、賛成する。

<採 決> 賛成少数 不採択

休憩 午前11時23分 / 再開 午前11時24分

(2) 閉会中の常任委員会開催について

- 白川委員長：閉会中の常任委員会の開催について協議いただきたい。開催日について、候補日としては、10月7日（月曜日）と考えているが、都合はどうか。

[異議なし]

- 白川委員長：日程については、担当課の都合もあるので正副委員長に一任いただいてよいか。

[異議なし]

- 白川委員長：次に、調査項目については、総合戦略について調査したいと考えているが、いかがか。

[異議なし]

(3) 市民との意見交換会について

- 白川委員長：市民との意見交換会について協議いただきたい。開催方式については、昨年度と同様、常任委員会ごとに各種団体等に出向き、意見交換会を行う方式とし、意見交換を行う団体等、開催場所・日時、テーマ、詳細内容等は各委員会において決定することなどが、議会運営委員会にて決定された。また、6月10日に開催された委員長会にて、意見交換会は1月に開催することが決定された。現在今一つの案として、昨年企画教育委員会が高校生と行ったが、高校は市の管轄ではないため、今回はできれば新居浜市内の各中学校の生徒会長全員にお声掛けし、我々が行っている一般質問形式のような形で、新居浜市について聞きたいことなどを、事前に集め、それを当日答えると。中学生であるため、移動のことや安全性を考え、議長に要相談ではあるが、今回議場にて行い、我々が座っているところに、各市内の中学生の生徒会長、理事者の方に、我々企画教育委員会の方が座り、意見交換をするというような流れはいかがかと考えているが、少し調整はあるが、いかがか。

[異議なし]

- 白川委員長：それではその方向で進めさせてもらい、調整をしつつ、早めにご協力ご相談させていただきたいと思う。よろしく願います。

○ 閉 会 午前11時27分

企画教育委員会付託案件表

令和6年9月17日

○総務部関係（総務部その他関係者）

議案第59号 工事請負契約について

議案第60号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

議案第63号 新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 工事請負契約について

○予算議案（企画部その他関係者）

議案第66号 令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳入 全部	4・16~23
歳出 第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
5目 企画費 市民応援あかがねポイント事業費	5・24
第10款 教育費	5・32・33
第2表 地方債補正 追加	6
第3表 地方債補正 変更	7

○請願関係

請願第5号 マイナンバー制度見直しを求める意見書の提出方について